

岩手県告示第263号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 宇部川

2 指定区間

- (1) 左岸 久慈市宇部町第11地割79番1地先（石渡橋）から九戸郡野田村大字野田第29地割字袋6番8地先（野田橋）まで
- (2) 右岸 久慈市宇部町第12地割62番4地先（石渡橋）から九戸郡野田村大字野田第19地割字町裏28番11地先（野田橋）まで